

千葉県立蓮沼海浜公園

指定管理者募集要項

令和8年7月

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課

目次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者の業務の範囲	2
3	業務の基準	2
4	指定の期間	4
5	応募	4
6	提出書類	5
7	管理運営経費等	6
8	指定管理者と千葉県の役割分担及び危険負担	7
9	質問事項の受付及び回答	10
10	現地説明会の開催	10
11	申請書提出先及び提出期間	10
12	選定方法	11
13	申請に要する経費	13
14	無効又は失格	13
15	選定結果	13
16	指定管理者の決定及び協定	13
17	スケジュール	14
18	業務の継続が困難になった場合等の措置	14
19	その他	14
	参考資料	15
	管理運営基準	22
	(別添) 平面図	
	(別添) 様式集	

千葉県立蓮沼海浜公園 指定管理者募集要項

千葉県立蓮沼海浜公園の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

千葉県立蓮沼海浜公園

(2) 所在地

山武市蓮沼

(3) 施設の沿革、概要

本公園は、太平洋に面した九十九里浜のほぼ中央に位置し、南北4kmの細長い敷地で、海岸線との間にクロマツの保安林が広がっており、白砂青松の景観を望むことが出来る展望台や展望塔、大人から子供までが楽しむことの出来るプール、サイクリングコース、野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設や広い芝生のふれあい広場、ミニ・トレインを始めとする各種遊具のそろった子供広場等々、38haの敷地に、各種のレクリエーション施設が整備されています。

(4) 設置の目的及び管理運営方針

県立都市公園は、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災、景観形成などを目的として設置された公の施設です。本公園は、白砂青松と自然の豊かさを活用して、首都圏における子供から大人まで幅広い層のレクリエーション要求を満たす、県民に親しまれる公園を目指します。

指定管理者は以下の方針に従い、本公園の管理運営に努めることとします。

- ① 施設等の管理にあたっては、その機能や特性を十分理解し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。
- ② 利用者等の意見を反映した管理運営を行うこと。
- ③ 公園内の事故の防止及び防犯等に努め、利用者が安心して利用できるような体制の確立に努めること。
- ④ 植物管理に伴い発生する木や枝等については、園内でリサイクルするなど環境に配慮した管理運営を行うこと。
- ⑤ 千葉県では県有施設トイレ利用者が快適に利用できるようにトイレ美化の取組を行っており、公園内のトイレについても同様な取り組みを行うこと。

(5) 各施設の概要等

参考資料－1、2、3 参照

(6) 収支状況

令和4年度～令和7年度の状況

参考資料－4 参照

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ① 野球場、サッカー場などの施設運営と利用促進活動
- ② 利用者の満足度・ニーズ調査及び利用者数調査の実施
- ③ 県民やボランティアとの協働事業の推進
- ④ 有料施設等における利用調整を関係機関と実施する。
- ⑤ 各施設の概要・運営及び供用時間・休業日については、参考資料－１及び－２に示します。

(2) 施設等の管理に関する業務

- ① 公園施設に係る維持・管理・保守・点検・修繕に関する業務
- ② 公園内の清掃業務
- ③ 園内の定期的巡回
- ④ 千葉県立都市公園条例第４条に定める許可を要する行為及び第６条に定める禁止行為に関する対応
- ⑤ 公園利用者や周辺住民等の要望や苦情への対応
- ⑥ 山武土木事務所への業務報告（月報（管理日報を含む）、四半期報告書、年度事業報告書の提出等）

(3) その他の業務

- ① 事故及び緊急時の対応及び県への報告
- ② 風水害・地震時等の配備体制の確立と被害状況報告及び応急措置
- ③ その他指定管理者の自主事業及び管理上必要と認める業務を行うこと。
- ④ 指定管理者が管理する施設以外（周辺を含む）の管理者との連携を図ること。

3 業務の基準

(1) 公園の管理運営にあたっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- ② 千葉県立都市公園条例、千葉県立都市公園条例施行規則
- ③ 地方自治法
- ④ 労働基準法、最低賃金及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ⑤ 施設維持、設備保守点検に関する法規
- ⑥ その他関連法規

なお、指定管理者が公園の利用者に対して行う承認その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成７年千葉県条例第４８号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、公園内において、自らの企画提案により実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は公園の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、実施にあたっては関係施設との調整事項や連携についても事前に県に協議するとと

もに、必要に応じて法令等に基づく許可を得ること。

- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。
- (4) 公園の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) 公園の指定管理者が作成し、又は取得した文書（公園の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとします。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の 7 日前までに県に報告し了承を得る。）

- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者は、公園の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき適正に取り扱うこと。
- (8) 指定管理者が行う公園の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第 4 章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取り組みを実施すること。
- (11) 指定管理者は業務の全部（又は主要な部分）を第三者に対し委託しまたは請負わないこと。
- (12) 公園施設等での事故に備え、「保険」に加入すること。
- (13) 指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と連絡先を表示すること。
- (14) 指定管理者が行う業務の詳細については別添管理運営基準によること。
- (15) 人員配置について、有資格者等をできるだけ配置してサービスの向上や公園の安全確保に努めることとし、事業計画書に記載すること。
- (16) 各公園施設については、事故防止に万全を期すものとする。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 千葉県内に主たる事務所（本店）を有する法人又はその他の団体であること。
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ③ 申請時点で、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑤ 千葉県から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。
また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第5号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第6号）、グループ（共同体）協定書（様式第7号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 複数施設への応募

令和8年度千葉県指定管理者公募施設の複数施設に応募する場合は、応募施設を全て管理することのできる計画で応募してください。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。なお、書類はすべてA4版の用紙を使用してください。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類
 - ① 団体概要書（様式第2号）
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ⑤ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑥ 団体の役員名簿及び役員の履歴書

⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（申請時点で、法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）

- ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その３の３）
- ・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第４０号様式その２）

なお、千葉県内に事業所がある法人の場合、千葉県税の完納情報提供に関する同意書（様式第３号）を提出することにより、県税事務所発行の納税証明書の提出を省略することができます。（同意書に基づき、千葉県県土整備部公園緑地課が千葉県税の納付状況を確認します。）ただし、納付状況の確認日時点で未納税額がある場合は、県税事務所発行の納税証明書の提出を求めることがあります。

- ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）

⑧ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

⑨ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第４号）

⑩ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果

⑪ ２年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類

⑫ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。

- ・グループ（共同体）応募届（様式第５号）
- ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第６号）
- ・グループ（共同体）協定書（様式第７号）

（４）提出部数

提出部数は、正本１部、副本５部（副本は複写可）とします。

PDF データー式も提出して下さい。

副本は、のり付け等により冊子状に綴じたり、ホチキスで留めたりしないで、穴あきファイルを使用して下さい。

7 管理運営経費等

（１）管理運営経費

蓮沼海浜公園の管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの金額で、３年間の総額が以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、

収支予算を策定してください。（３年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

また、危険負担は危険負担表（別記）のとおりです。

（参考金額）３年間の総額：２３７，３３３千円（２１，５７５，７２７円）

令和 ９年度	７９，１１１千円（ ７，１９１，９０９円）
令和１０年度	７９，１１１千円（ ７，１９１，９０９円）
令和１１年度	７９，１１１千円（ ７，１９１，９０９円）

※総額及び年度別の（ ）はうち消費税及び特別地方消費税の額

（２）指定管理料の支払い

事業計画において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、協定を締結した後、事業計画書に基づき四半期ごとに請求に応じて概算払いをします。

（３）管理口座

公園の管理運営に係る収入と支出は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

（４）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

施設の改修・更新の必要が生じた場合、施設の改修等の内容によっては、施設を一時中止することがあります。

なお、改修等の予定については、指定管理者に実施の前年度までに協議します。

（５）県が実施する事業への協力

① 県立都市公園においては、都市公園法に基づき民間事業者等に、公園施設を設置又は管理させることなどにより、公園の魅力向上や整備・維持管理コストの縮減について検討しています。これに伴い、当公園においても指定管理の範囲や管理業務の内容を見直す場合がありますので、その場合には協議に応じていただきます。

② また、その他、指定管理料の額の算定の基礎とした諸要素に変動があったときは、千葉県と指定管理者で協議の上、指定管理料の変更をする場合があります。

８ 指定管理者と千葉県の役割分担及び危険負担

指定管理者と千葉県の役割分担は表－１のとおりとします。

また、指定管理者と千葉県の危険負担は表－２のとおりとします。

ただし、表－１及び表－２に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と県が協議のうえ、役割分担及び危険負担を決めるものとします。

表－１ 役割分担

項目	千葉県	指定管理者
維持管理（植物管理、施設管理、清掃、補修修繕、安全管理、光熱水費支出等）	○ (小規模以外の補修)	◎
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、県民協働、利用促進活動等）		◎
管理事務所、倉庫内等の物品管理		◎
事故・災害時対応（初期対応、報告、応急措置）	○ (指示等)	◎
災害復旧（本格復旧）	◎	
法的管理（占用許可等）	◎	
整備、改修	◎	
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	◎	

表－２ 危険負担

種類	内容	負担者	
		県	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備・備品の 損傷に対する修繕	経年劣化によるもの（小規模なもの（1件あたりの修繕額100万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。))		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（1件あたりの修繕額が100万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。))		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（1件あたり100万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のもの))		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

9 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年7月24日(金)から令和8年7月31日(金)午後5時まで
- ② 受付方法 質問書(様式第8号)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。(電子メール容量7.2MBまで)

FAX : 043-222-6447、E-Mail : kouen3@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 質問事項の回答

質問に対する回答は、令和8年8月7日(金)までに千葉県ホームページの公園緑地課のページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/index.html>)に掲載します。

10 説明会の開催

現地説明会を次により開催します。参加者は各応募者2名以内とし、参加希望の団体は令和8年7月23日(木)午後1時までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 令和8年7月24日(金)午前10時から2時間程度
- ② 開催場所 蓮沼海浜公園 ガーデンハウスマリーノ 2階会議室
- ③ 連絡先 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課県立公園管理班
担当者 戸村、柏原、岡野
電話 : 043-223-3930

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課県立公園管理班に持参又は郵送して下さい。

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課県立公園管理班(県庁中庁舎8階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL 043-223-3930

- (2) 提出期間 令和8年8月14日(金)から令和8年9月4日(金)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。

持参する場合は、事前に電話により提出時間の予約申込みをお願いします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに表－3の審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については申請者に後日連絡します。）
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類（上記6、(3)関係書類、様式第5号以下）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等について表－4に沿って審査を行います。

表－3 都市公園指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか（指定手続条例第3条第1号）	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか。	3
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	3
		経営理念や労働関係法令等についてのコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3
		要配慮者への対応は適切か。	3
個人情報等の取扱は適正か	個人情報・データ保護の取組	個人情報・データ保護のための適切な措置がとられているか。	3

【一般項目の審査】

- ・外部有識者等の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第3条第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間を通じた広報計画や利用者を増加させる具体的な取組みは適切か。その効果と実現性はどうか。	45	5
		取組みにおける地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか。		5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	自主事業の提案などサービスの向上を図る取組みが積極的、独創的なものであり、施設の設備・機能を活用した施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。		10
		利用者ニーズへの対応や利用者からの苦情への対応は適切か。		5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	日常的な施設の安全管理や公園利用者の安全確保の具体的な方法が示されているか。また、事故や災害の発生時の危機管理に係る具体的な対応が示されているか。		10
		植物・施設等の維持管理を適正に実施できる具体的な計画が立てられているか。		10
	管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	経費の縮減は見込まれているか。	10	10
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。 ＊1	35	5
		収支計画の実現可能性はあるか。 また、一般管理費の算出方法は適切か。＊2		5
	安定的な運営が可能となる人的能力	業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担がなされているか。 職員の指導育成、研修体制は十分か。 職員採用が必要な場合の方策は適切か。＊3		10
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	財務状況は健全であり、業務を確実に実行する経営的に安定した団体であるか。＊4		10
	類似施設の運営実績	施設の管理にどの程度実績があり、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。		5
その他	地域貢献	物品・役務の地元調達が計画されているか。 近隣住民や近隣施設等との連携による地域活性化などにより、地域への貢献が期待できるか。	10	5
		地域の美化、防犯・防災、災害復旧の活動が計画されているか。		5
合 計				100

＊1、＊2、＊3、＊4 次に該当する場合は、失格とします。

意見聴取した外部有識者等の過半数が0点の採点をし、選定委員会がこれを適切と認めた場合。

＊1、＊2、＊3、＊4 内容精査のため、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

表－４ グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第３条第３号）	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10
		各団体の経費配分は妥当であるか	10

※各項目の必要点数は５点以上とし、かつ、合計の点数が３５点以上で適格とします。

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 収支計画書に記載されている指定管理料収入の金額が、「７（１）管理運営経費」に示す参考金額を超えているもの。
- ⑥ 「５（１）応募資格」の①～⑧のいずれかの条件を欠いたとき。
- ⑦ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

15 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和８年１０月下旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

16 指定管理者の決定及び協定

- （１）指定管理者は令和８年１２月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- （２）指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

17 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和8年	7月 6日 (月)	募集要項公表・配布開始
	7月24日 (金)	現地説明会 質問事項受付開始
	7月31日 (金)	質問事項締切
	8月14日 (金)	申請書受付開始
	9月 4日 (金)	申請書提出期限
	9月28日 (月)	プレゼンテーション 外部有識者等からの意見聴取
又は	10月 1日 (木)	
又は	10月 2日 (金)	
	10月 中旬	選定委員会で候補者の審査・選定
	10月 下旬	選定結果の公表
	12月	指定管理者の議決
令和9年	1月	指定管理者の指定
	3月	協定書の締結・管理業務の引継ぎ
	4月	指定管理者による管理開始

18 業務の継続が困難になった場合等の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、千葉県は指定管理者の指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部を停止させることができます。この場合、指定管理者は、千葉県に生じた損害を賠償するものとします。
- (2) 不可抗力その他千葉県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、千葉県と指定管理者は業務の継続の可否について協議し、継続が困難と判断したとき、指定管理者の指定の取消を命ずることができるものとします。

19 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後90日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類(複写物を含む)は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募 (1) ⑧」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課県立公園管理班

担当者 戸村、柏原、岡野

TEL043-223-3930 FAX043-222-6447

E-Mail kouen3@mz.pref.chiba.lg.jp

参考資料— 1 施設概要及び運営概要等

施設名		施設概要	運営概要等
水の広場	園路・広場	約 7 2,4 0 0 m ² 舗装、縁石、木橋 等	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 (川下の排水機場及び調整池を除く)
	修景施設	景石、踏み石、池、流れ、植栽地、芝生地、展望台、あずまや、ボートハウス 等	
	休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等	
	遊戯施設	遊戯器具	
	運動施設	サイクリングロード	
	便益施設	駐車場、便所、時計塔 等	
	管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
テニスガーデン	園路・広場	約 4 1,1 0 0 m ² 舗装、縁石 等	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
	修景施設	植栽地、芝生地 等	
	休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等	
	運動施設	サイクリングロード	
	便益施設	時計塔 等	
	管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス (テニスコートのフェンスを除く)、外柵、車止め等	
蓮池	園路・広場	約 1 8,5 0 0 m ² 舗装、縁石、橋 等	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
	修景施設	池、景石、踏み石、流れ、八つ橋、植栽地、芝生地 等	
	休養施設	パーゴラ、ベンチ、テーブル 等	
	運動施設	サイクリングロード	
	管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	

施設名	施設概要	運営概要等
第1駐車場	約24,300㎡	駐車場本体は管理許可区域であり、その他の区域の内、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
園路・広場	舗装、縁石 等	
修景施設	植栽地、芝生地 等	
休養施設	休憩所、ベンチ、テーブル 等	
便益施設	便所	
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
ウォーターガーデン	約61,700㎡	区域の殆どが管理許可施設の区域であり、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
園路・広場	舗装、縁石 等	
修景施設	植栽地、芝生地 等	
運動施設	サイクリングロード	
野球場	約8,800㎡	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 野球場の利用調整を行うと共に、利用時間は原則として、午前9時～午後5時までとする。
園路・広場	舗装、縁石 等	
修景施設	植栽地、芝生地 等	
休養施設	パーゴラ、ベンチ 等	
運動施設	野球場、サイクリングロード	
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め、倉庫 等	
第2駐車場	約10,500㎡	駐車場本体は管理許可区域であり、その他の区域の内、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
園路・広場	舗装、縁石 等	
修景施設	植栽地、芝生地 等	
運動施設	サイクリングロード	
管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
いこいの広場	約39,700㎡	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植栽、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 便所棟及び併設レストコーナーの開放時間は、原則として、4月から10月は、午前9時から午後5時まで、11月から3月は午前9時から午後4時までとし、毎日出
園路・広場	橋、舗装、縁石 等	
修景施設	植栽地、芝生地 等	
休養施設	野外スタンド、レストコーナー、パーゴラ、ベンチ、野外卓 等	
遊戯施設	ウッドステーション（木製遊具）他	
便益施設	便所、駐車場、案内板、時計塔	

施設名		施設概要	運営概要等
	運動施設 管理施設	等 サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	入り口の管理を行う。
子供の広場		約54,500㎡	一般区域ではあるが、有料遊戯器具区域及び展望塔内部の1階（A倉庫及び便所を除く）及び2階部分は、全て管理許可又は設置許可施設及び区域であるので、指定管理者の管理区域からは除外する。 上記以外の区域は、指定管理者の管理とし、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 展望塔3階から屋上階までの開放時間は、原則として、4月から10月は、午前9時から午後5時まで、11月から3月は午前9時から午後4時までとし、毎日3階の出入り口の管理を行う。 展望塔脇の駐車場は、指定管理者の管理とし、県と協議の上、業務用に使用することが出来る。
	園路・広場	橋、舗装、縁石 等	
	修景施設	植栽地、芝生地、展望塔 等	
	休養施設	シェルター、ベンチ 等	
	遊戯施設	滑り台等各種遊戯器具	
	便益施設	便所、駐車場、時計塔	
	運動施設 管理施設	サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
第3駐車場		約7,900㎡	一般区域であるので、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。
	園路・広場	舗装、縁石 等	
	修景施設	植栽地、芝生地 等	
	便益施設	駐車場、案内板 等	
	運動施設 管理施設	サイクリングロード 給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
南浜スポーツ広場 (サッカー場 他)		約20,700㎡	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 サッカー場の利用調整を行うと共に、利用時間は原則として、午前9時～午後5時までとする。
	園路・広場	舗装、縁石、橋 等	
	修景施設	植栽地、芝生地 等	
	休養施設 遊戯施設	パーゴラ、ベンチ 等 ウッドステーション（木製遊具） 他	

施設名		施設概要	運営概要等
	便益施設	便所、案内板、ごみ入れ、灰皿等	
	運動施設	サイクリングロード、サッカー場、ローラースケート場 等	
	管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
南浜スポーツ広場 (テニスコート)		約15,000㎡	一般区域であるので、管理許可又は設置許可施設及び区域を除き、管理運営基準に基づき、植樹、施設等の管理、清掃、巡視等を行う。 なお、東日本大震災による津波の影響を受け施設の利用は、一時中止を行っている。
	園路・広場	舗装、縁石、橋 等	
	修景施設	植栽地、芝生地 等	
	休養施設	パーゴラ、ベンチ 等	
	遊戯施設	ウッドステーション（木製遊具）他	
	便益施設	便所、案内板、ごみ入れ 等	
	管理施設	給水、電気、排水設備、手摺、フェンス、外柵、車止め 等	
保安林内園路		約5,500㎡	管理運営基準に基づき、施設の管理、除草、清掃、巡視等を行う。
	園路・広場	舗装、縁石 等	
保安林内ミニ・トレインの敷地		約2,500㎡	設置許可施設区域であるので、指定管理者の管理区域から除く。
	ミニ・トレインの軌道敷 (構造物限界内)	水路横断橋、軌道床碎石及びコンクリート、軌道敷法面の保護施設等	

管理浄化槽内訳表

名 称	設置個所	処理対象人員・能力 容量等		処理方式	製造業者	点検回数	清掃回数	清掃時期	対象便所等
第1駐車場	山武市蓮沼殿下	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	アムズ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	第1駐車場内
いこいの広場	山武市蓮沼中下	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	アムズ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	芝生広場脇
いこいの広場 (西浜)	山武市蓮沼西浜	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	アムズ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	ちびっ子広場内

子供の広場	山武市蓮沼西浜	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	ダイキ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	子供広場内
展望塔	山武市蓮沼西浜	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	アムズ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	展望塔内
南浜スポーツ広場	山武市蓮沼南浜	50人槽	7.0m ³	分離接触ばっ気方式（単独）	アムズ	1回／2ヶ月	1回／年	3月	サッカー場脇
テニスガーデン及び水の広場	山武市蓮沼殿下	250人槽	12.5m ³ ／日	担体流動浮上ろ過方式（合併）	アムズ	1回／2週間	1回／年	3月	水の広場内、小体育館 等

参考資料－2 供用時間と休業日（千葉県都市公園条例施行規則等による）

施設名	供用時間	休業日
野球場	午前9時から午後5時まで	・12月29日から1月3日まで
サッカー場	午前9時から午後5時まで	・12月29日から1月3日まで
いこいの広場 便所棟及び併設の レストコーナー	4月から10月は午前9時から午後5時まで 11月から3月までは午前9時から午後4時まで	・年中無休
子供の広場 展望塔3階より上	4月から10月は午前9時から午後5時まで 11月から3月までは午前9時から午後4時まで	・年中無休

参考資料—3 都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて設置又は管理している公園施設

施 設 名		区 分	面積・数量	設置管理者
物置		設置	3 m ²	千葉レク(株)
車庫		設置	4 2 m ²	千葉レク(株)
サイクルセンター (テニスガーデン)		設置	7 8 m ²	千葉レク(株)
案内標識 (マリーノ)		設置	2 m ²	千葉レク(株)
ガーデンハウスマリーノ (蓮池)		設置	2,8 0 4 m ²	千葉レク(株)
ログハウス		設置	1 8 3 m ² (3棟)	千葉レク(株)
自動販売機 (第1駐車場)		設置	2 m ² (1台)	山武市
自動販売機 (子供の広場)		設置	3 m ² (3台)	千葉レク(株)
自動販売機 (子供の広場、テニスガーデン)		設置	3 m ² (3台)	千葉レク(株)
自動販売機 (子供の広場、いこいの広場、管理棟)		設置	8 m ² (7台)	千葉レク(株)
ミニ・トレイン (いこい、子供の広場、保安林等)		設置	5 2 9 m ²	千葉レク(株)
ビッグウェーブパーク(子供の広場)		設置	1,2 5 6 m ²	千葉レク(株)
バッテリーカー (展望塔前広場)		設置	3 4 8 m ²	千葉レク(株)
ゴーカートコース (子供の広場)		設置	2,0 0 9 m ²	千葉レク(株)
パークゴルフ場 (水の広場)		設置	2 8, 3 3 5 m ²	千葉レク(株)
キッズジム (子供の広場)		設置	2 7 m ²	千葉レク(株)
ウォータースライド (水泳プール)		設置	1, 1 5 4 m ² (2基)	千葉レク(株)
キッズスライド (水泳プール)		設置	1 3 m ² (5基)	千葉レク(株)
キッズエリア (幼児向け複合プール)		設置	4 8 3 m ²	千葉レク(株)
有料休憩所		設置	3 6 0 m ²	千葉レク(株)
売店 (券売所)		設置	1 0 m ²	千葉レク(株)
売店		設置	2 9 m ²	山武市
壁画アート		設置	2 m ²	千葉レク(株)
花壇		設置	5 0 3 m ²	千葉レク(株)
テニスコート (壁打含み)		管理	7,0 6 3 m ² (20面)	千葉レク(株)
休憩所 (テニスガーデン)		管理	1 6 0 m ²	千葉レク(株)
キュービクル (テニスガーデン)		管理	2 6 m ²	千葉レク(株)
小体育館 (テニスガーデン)		管理	9 7 9 m ²	千葉レク(株)
第1駐車場		管理	1 7,8 4 0 m ²	千葉レク(株)
ウォーターガーデン全域		管理	6 1,0 0 0 m ²	千葉レク(株)
第2駐車場		管理	7,5 7 0 m ²	千葉レク(株)
ゴーカートコース (子供の広場)		管理	1,7 6 0 m ²	千葉レク(株)
変わり種自転車広場 (子供の広場)		管理	4,0 9 8 m ²	千葉レク(株)
シェルター (子供の広場)		管理	5 0 m ² (2棟)	千葉レク(株)
展望塔 1階	自転車収納庫	管理	2 9 2 m ²	千葉レク(株)
	管理室	管理	2 0 m ²	千葉レク(株)
	更衣室	管理	9 m ²	千葉レク(株)
	食堂	管理	6 2 m ²	千葉レク(株)
	倉庫 B	管理	2 8 m ²	千葉レク(株)
展望塔 2階	休憩室兼展示室	管理	1 6 9 m ²	千葉レク(株)
	テラス	管理	1 1 7 m ² (3ヶ所)	千葉レク(株)

参考資料—4

1 収支実績

(1) 収支

単位：千円

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	指定管理料	62,737	62,591	68,200	69,081
	使用料金	0	0	0	0
	自主事業	1,339	1,352	2,019	1,871
	計	64,076	63,943	70,219	70,951
支出		58,399	57,823	66,576	63,367

(2) 光熱水費

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気	754	663	842	846
水道	1,392	1,307	1,291	1,587

(3) 修繕費

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
修繕費	2,961	2,817	3,050	3,209

管理運営基準

(1) 植物管理

公園の芝生、樹木等を良好に育成・管理するため、必要な措置を行うものとします。

《水の広場》

区域・対象物	対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	4,500本	剪定	全体の40%を1回
	4,500本	施肥	全体の40%を1回
低木	9,700㎡	剪定	全体の40%を1回
	9,700㎡	施肥	全体の40%を1回
芝生地	5,800㎡	芝刈り	全体を3回
	5,800㎡	人力除草	全体を1回
植栽地	15,900㎡	人力除草	全体を2回
草地	930㎡	肩掛け式除草	全体を2回

《テニスガーデン》

対象物	対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	760本	剪定	全体の40%を1回
	760本	施肥	全体の40%を1回
低木	3,300㎡	剪定	全体の40%を1回
	3,300㎡	施肥	全体の40%を1回
冬季保護	6本	ソテツのこも巻き	全体の50%の設置、撤去各1回
芝生地	10,900㎡	芝刈り	全体を3回
	10,900㎡	人力除草	全体を1回
植栽地	5,200㎡	人力除草	全体を2回

《蓮池》

対象物	対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	610本	剪定	全体の40%を1回
	610本	施肥	全体の40%を1回
低木	3,100㎡	剪定	全体の40%を1回
	3,100㎡	施肥	全体の40%を1回
冬季保護	37本	ソテツ、ココスヤシ、カナリーヤシのこも巻き	全体の50%の設置、撤去各1回

芝生地	1, 900㎡	芝刈	全体を 3回
	1, 900㎡	人力除草	全体を 1回
植栽地	5, 800㎡	人力除草	全体を 2回
草地	1, 760㎡	肩掛け式除草	全体を 1回

《第1駐車場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	179本	剪定	全体の40%を1回
	179本	施肥	全体の40%を1回
低木	700㎡	剪定	全体の40%を1回
	700㎡	施肥	全体の40%を1回
冬季保護	0		蓮池区域に計上
植栽地	1, 300㎡	人力除草	全体を 2回

《野球場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	41本	剪定	全体の50%を1回
	41本	施肥	全体の50%を1回
低木	200㎡	剪定	全体の50%を1回
	200㎡	施肥	全体の50%を1回
芝生地	6, 400㎡	芝刈	全体を 4回
	6, 400㎡	人力除草	全体を 1回
植栽地	200㎡	人力除草	全体を 2回

《第2駐車場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	3本	剪定	全体の50%を1回
	3本	施肥	全体の50%を1回
低木	500㎡	剪定	全体の50%を1回
	500㎡	施肥	全体の50%を1回
冬季保護	27本	ココスヤシのこも巻き	全体の50%の設置、撤去各1回
植栽地	700㎡	人力除草	全体を 2回

《いこいの広場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	880本	剪定	全体の50%を1回
	880本	施肥	全体の50%を1回
低木	6,100㎡	剪定	全体の50%を1回
	6,100㎡	施肥	全体の50%を1回
冬季保護	129本	ココスヤシ、ソテツ、 カナリーヤシのこも巻き	全体の50%の設置、撤 去各1回
芝生地	17,100㎡	芝刈り	全体を 3回
	17,100㎡	人力除草	全体を 1回
植栽地	6,100㎡	人力除草	全体を 2回

《子供の広場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	1,200本	剪定	全体の50%を1回
	1,200本	施肥	全体の50%を1回
低木	6,600㎡	剪定	全体の50%を1回
	6,600㎡	施肥	全体の50%を1回
冬季保護	263本	ココスヤシ、ソテツの こも巻き	全体の50%の設置、撤 去各1回
芝生地	12,900㎡	芝刈り	全体を 3回
	12,900㎡	人力除草	全体を 1回
植栽地	5,800㎡	人力除草	全体を 3回

《第3駐車場》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	1,200本	剪定	全体の50%を1回
	1,200本	施肥	全体の50%を1回
低木	6,600㎡	剪定	全体の50%を1回
	6,600㎡	施肥	全体の50%を1回
芝生地	900㎡	芝刈り	全体を 3回
	900㎡	人力除草	全体を 1回
植栽地	1,000㎡	人力除草	全体を 2回

《南浜スポーツ広場（サッカー場）》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	1, 0 3 0 本	剪定	全体の 5 0 % を 1 回
	1, 0 3 0 本	施肥	全体の 5 0 % を 1 回
低木	2, 0 0 0 m ²	剪定	全体の 5 0 % を 1 回
	2, 0 0 0 m ²	施肥	全体の 5 0 % を 1 回
冬季保護	5 2 本	ココスヤシのこも巻き	全体の 5 0 % の設置、撤去各 1 回
芝生地	1 0, 6 0 0 m ²	芝刈り	全体を 4 回
	1 0, 6 0 0 m ²	人力除草	全体を 1 回
植栽地	3, 8 0 0 m ²	人力除草	全体を 2 回

《 南浜スポーツ広場（テニスコート）》

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
高木	サッカー場に含む	剪定	
		施肥	
低木	サッカー場に含む	剪定	
		施肥	
芝生地	2, 0 0 0 m ²	肩掛け式除草	全体を 3 回
植栽地	3, 8 0 0 m ²	肩掛け式除草	全体を 3 回

《全体共通》

対 象 物		対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
花 壇	ポット苗	5 0 0 鉢	草花植付	対象数を 2 回

- ・ 倒木、枯損木、不要な支柱の撤去及び障害枝の除去は必要に応じて実施してください。
- ・ 灌水は必要に応じて行ってください。
- ・ 病虫害の防除は適切に行ってください。
- ・ 農薬の使用は原則禁止しています。（やむを得ず使用するときは県と協議すること）

(2) 施設管理

建築物、工作物等の施設を安全で良好な状態に保つため、以下の業務を行います。

施 設 名	対象数量	業 務 内 容	年間業務回数
便所棟及び便所	6 か所	単独浄化槽保守点検 人槽等は別紙のとおり	6 回
	1 か所	合併浄化槽保守点検	2 6 回
	7 か所	浄化槽汲取清掃 (7 か所)	1 回
	1 か所	出入り口の開閉 (1 か所)	毎 日
	1 式	日常点検	1 2 0 回
電気工作物 (受電設備、分電盤等)	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
園路灯	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
水道施設	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
遊具	1 式	総合点検	1 回
遊具、ベンチ、あずまや等	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	毎 日
時計塔	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
展望塔	1 式	出入り口の開閉	毎 日
		定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
橋 (園路等)	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
コンクリート橋 (サイクリングロード)	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
八つ橋 (2 ヶ所)	2 か所	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
ボート池	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
蓮池	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
水の広場の上池及び水源井戸	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回

スポーツ施設（野球場、サッカー場、ローラースケート場）	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
園路、駐車場、広場、サイクリングロード等（柵、フェンスを含む）	1 式	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回
海岸園路（3 路線）	3 路線	定期点検	1 2 回
		日常点検	1 2 0 回

（３）清掃管理

園路、広場等を良好に保つため、以下の業務を行います。

対 象 物	対 象 数 量	業 務 内 容	年間業務回数
水の広場	せせらぎ	水路清掃	4 回
園路、広場、駐車場		日常掃除	6 0 回
便所棟(便所)	園内 7 ヶ所	日常清掃	6 0 回
展望塔内	外階段及び 3 階から屋上まで	日常清掃	6 0 回
海岸園路	3 路線	園路清掃、草刈（園路から 1 m 程度）、堆積土砂撤去	1 回

（４）利用管理

公園利用者に施設を円滑に利用させるため、以下の業務を行います。

対 象 施 設	業 務 内 容	年間業務回数
野球場	利用案内、受付、利用巡視	12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日
サッカー場	利用案内、受付、利用巡視	12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日

※ 1 現在、県では施設予約などの関係業務を支援する「ちば施設予約サービス」を導入中です。

本公園も今後、導入について協力をお願いすることがあります。

※ 2 駐車場混雑時は周辺道路交通へ影響を及ぼさないよう対応をお願いします。

（５）安全管理

公園利用者の安全を図るため、以下の業務を行います。

対象区域	対象数量	業務内容	年間業務日数
園地	2 3 . 4 h a	日常巡視（午前、午後各 1 回）	3 6 5 日

（６）危機管理

事故・災害時に利用者の安全と公園の保全を図るため、管理区域及び施設について、次の業務を行います。

対 象	業 務 内 容
事故	初期対応、関係機関等への連絡、事故報告
災害	巡視、初期対応、関係機関等への連絡、被害状況調査、被害報告、危険物及び倒木等の撤去

（７）修繕業務

- ・管理対象施設、設備等が破損、損壊又は老朽化などで、安全又は管理運営上修繕を行う必要がある場合は速やかに実施します。
- ・修繕の実施にあたっては、小規模なもの（１件あたりの修繕額が１００万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）については指定管理者が、それ以外の修繕については県が、それぞれ費用を負担することとします。

（８）管理業務用の施設及び備品管理業務

管理業務用の施設及び備品を適切に管理するため、以下の業務を行います。

- ・管理業務用の施設及び備品は台帳を作成し管理します。
- ・新調備品は取得金額２万円以上の物品とします。
- ・管理のため使用出来る施設、備品は以下のとおりです。

〔施設〕

番号	施 設 名	内 要	個数	設置年月日
１	展望塔内倉庫	倉庫	１	昭和６０年
２	展望塔脇駐車場	AS 舗装 約４００㎡	１	昭和６０年

〔備品〕

備品については、備品台帳のとおり。（現地説明会の際、閲覧することが出来ます。）

（９）その他

- ・管理運営基準については、最低水準を示すものであり、イベントの開催時、及び発生等に対して指定管理者の適切な対応を求めます。
- ・管理業務において発生した物は、出来るだけ公園内でのリサイクルに努めることとします。
- ・公園外に搬出処分する場合の費用は指定管理者の負担とします。
- ・利用者の安全確保を図る観点から、施設内にＡＥＤ（自動体外式細動器）を設置し、緊急時に備えてください。また、維持管理及び使用に関する講習会を受講するとともに、常時適切な対応が取れる体制をとってください。なお、維持経費や事務手続き等については、指定管理者の負担とします。